

建設事業主の方へ

人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース) のご案内

建設事業主は、国の制度である「人材開発支援助成金」を活用することにより受講料等の負担が軽減されます。
詳細は、鹿児島県労働局職業対策課助成金申請コーナー（TEL 099-219-5101）へお問い合わせください。

雇用保険料率 1,000 分の 12 の適用を受ける事業主

対象者

雇用保険加入者

建設業法における建設業の許可区分は以下の通りです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事	建具工事 解体工事
建築一式工事	石工事	管工事	ほ装工事	防水工事	電気通信工事	水道施設工事
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事

支給要件

- ① 受講料を事業主が負担していること。
- ② 講習期間中、賃金を支払っていること。

助成額

- ・ 受講料 (45～75%)
- ・ 賃金助成 (6,650～9,600円) × 日数分 [1日あたり3時間の受講が必要]
※事業場規模により変動

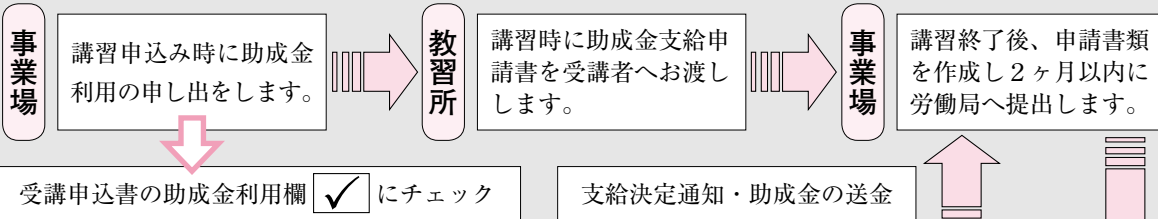
助成対象となる技能講習等

- 1 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- 2 小型移動式クレーン運転技能講習
- 3 玉掛け技能講習
- 4 床上操作式クレーン運転技能講習
- 5 高所作業車運転技能講習
- 6 不整地運搬車運転技能講習
- 7 ガス溶接技能講習
- 8 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 9 移動式クレーン運転実技教習
- 10 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 11 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習
- 12 有機溶剤作業主任者技能講習
- 13 石綿作業主任者技能講習
- 14 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

助成対象となる特別教育

- 1 ローラー運転業務の特別教育
- 2 小型車両系建設機械（整地等）運転業務の特別教育
- 3 クレーン運転業務の特別教育
- 4 巻上げ機の運転業務の特別教育
- 5 アーク溶接等の業務の特別教育
- 6 低圧電気取扱業務の特別教育
- 7 フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育
- 8 研削といしの取替え等の業務の特別教育
- 9 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- 10 粉じん作業の業務の特別教育

手続きの流れ



申請先 鹿児島労働局 職業対策課 助成金申請コーナー TEL 099-219-5101 FAX 099-227-7707
〒 892-0847 鹿児島市西千石町 1-1 鹿児島西千石第一生命ビル 2 階

(注意)この助成金案内は令和4年2月1日現在の内容であり変更になる場合があります。ご了承ください。